

広島県告示第三百七十七号

平成二十三年広島県告示第四百二十号（広島県港湾施設管理条例の規定に基づき知事が指定するビクター船舶の用に供する港湾施設及び知事が定める施設の区分）の一部を次のように改正し、平成二十四年五月六日から施行する。

平成二十四年四月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

表に次のように加える。

瀬戸田港棧橋	尾道市瀬戸田町瀬戸田一三〇番地先	二級施設
--------	------------------	------